

議案第六十四号

町営土地改良事業計画についての議決の一部変更について

次のとおり農村総合整備モデル事業（吉尾地区農業用排水施設）に係る町営土地改良事業計画についての議決（平成四年三月二十三日議決）の一部を変更することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年七月二十一日

三朝町長 安田真一郎

平成四年七月二十拾日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三 工事の概要中、「一、五〇〇メートル」を「四〇四メートル」に改める。

四 事業費中「二〇、二〇〇、〇〇〇円」を「一五、一五〇、〇〇〇円」に改める。